

国際・経済・港湾委員会 配 付 資 料 平成 30 年 5 月 30 日 経 済 局

生産性向上特別措置法に伴う市内中小事業者等の設備投資支援について

第 196 回通常国会に提出され、平成 30 年 5 月 16 日に成立した「生産性向上特別措置法（以下、本法）」への本市の対応について、御報告します。

なお、平成 30 年度の地方税法等の改正に伴う横浜市市税条例等の改正については、別途、政策・総務・財政委員会で御審査いただいています。

1 背景

政府は、昨年 12 月に「新しい経済政策パッケージ」を取りまとめ、その中で、平成 32 年度までを「生産性革命・集中投資期間」として、あらゆる政策を総動員することとしています。

これを受けて、本法により、我が国の産業の生産性を短期間に向上させるため、中小企業の設備投資が支援されます。

さらに、これを後押しするため、地方税法において、償却資産に係る固定資産税について、市町村が条例で課税割合を定めることを可能とする特例措置が講じられました。

2 概要

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間に、市内中小事業者等が本法に基づき生産性向上に資する設備投資を行う場合の支援は次のとおりです。

(1) 支援対象

労働生産性年平均 3% 以上の向上を見込む「先端設備等導入計画」について、本市の認定を受け、これに基づき先端設備等を導入する中小事業者等

(2) 支援措置

支援対象者は、次の支援措置を受けることができます。

ア 国の各種補助金の優先採択

国の「ものづくり・サービス補助金」等の採択審査時に加点（優先採択）されます。

優先採択の対象となる国の補助金

補助事業	概要	予算規模 30当初・29補正	補助事業	概要	予算規模 30当初・29補正
ものづくり・サービス補助金	中小企業のロボット導入など生産性の大幅な向上を図る中小企業の設備投資を支援	1,000億円	サポイン補助金 [※]	中小企業が大学・公設試等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓を支援	130億円
持続化補助金	小規模事業者が、商工会・商工会議所と経営計画を作成し、販路開拓等の取組を支援	100億円	IT導入補助金	中小企業のIT導入により、バックオフィス業務の効率化や売上向上を支援	500億円

※ 正式名：戦略的基盤技術高度化支援事業（サポーティングインダストリー）

イ 制度融資における新たな資金メニューの拡充

本市の制度融資である「経営力サポート資金」の融資対象に、認定された「先端設備等導入計画」に基づき先端設備等を導入する中小事業者等を新たに追加します。

ウ 固定資産税の特例措置の創設

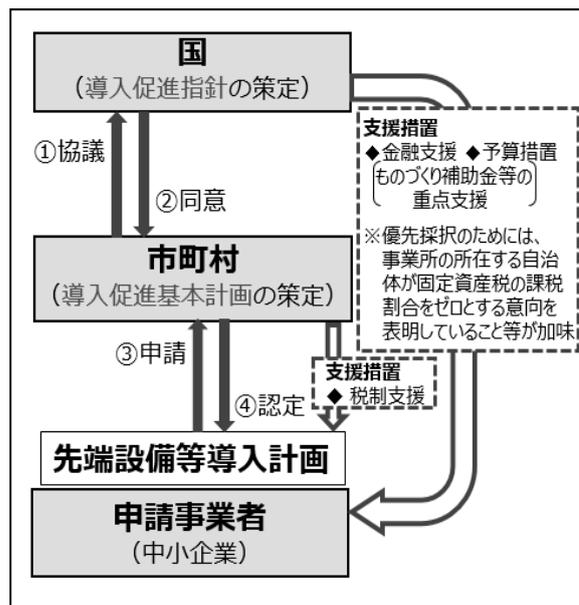
横浜市市税条例の改正により、認定された「先端設備等導入計画」に基づいて、中小事業者等が取得した先端設備等に係る固定資産税の課税割合をゼロとします。

なお、固定資産税の特例措置を受けるには、「先端設備等導入計画」の認定を受けた上で、対象設備の最低取得価格など、一定の要件を満たす必要があります。

【期間】生産性向上特別措置法の施行の日から平成 33 年 3 月 31 日まで

【適用】新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度分

【参考1】生産性向上特別措置法のイメージ



【参考2】主なスケジュール

		3月	4月	5月	6月	7月～
国	法律	生産性向上特別措置法公布・施行				
	ものづくり・サービス補助金	【1次公募】 (2/28～) 4/27			【1次採択】	【交付決定】
		優先採択において、事業所の所在する自治体が固定資産税の課税割合をゼロとする意向を示していること等を加味		優先採択された事業者は、課税割合をゼロとする条例が成立していることが、交付決定にあたり必要		
(市町村) 本市		3/7 ★ 本市が課税割合をゼロにする意向を表明		【第2回市会定例会】 課税割合の設定	【導入促進基本計画の策定】 6/5	事業者の導入計画を認定

- ◆ 市内中小企業の実業性向上のために、経済局としても設備投資を後押しする本法の活用に向けて、ホームページやメールマガジンによる周知等、積極的に広報・啓発していきます。